

病児保育室利用にあたって

1. 病児保育室のご案内
2. 病児保育室利用登録申込書
3. 病児保育室利用申込書
4. 医師連絡票
5. しらかわ病児保育室 重要事項説明書
6. 病児・病後児保育 受け入れ基準
7. 白河市病児保育室条例
8. 白河市病児保育室条例施行規則

◆ 登録のみ

- 1 および5～8をお読みください。
- 2 および5に記入押印の上、市町村担当窓口もしくは病児保育室窓口までご提出ください。

◆ 利用時（登録済み）

- 3にご記入の上、病院を受診し担当医に4を記入してもらって当日窓口にお持ちください。

◆ 初回利用時（未登録）

- 1 および5～8をお読みください。
- 2 および3、5に記入押印の上、病院を受診し担当医に4を記入してもらって当日窓口にお持ちください。

病児保育室利用登録申込書

年 月 日

白河市長

申請者 住所
(保護者)
氏 名

㊞

病児保育室の利用登録について、次の同意事項を承諾して申し込みます。

ふりがな		性別	生年月日	年齢
児童氏名		男・女	年 月 日	歳 箇月
保育・就学状況	在籍施設名			その他
緊急連絡先	氏名		続柄	携帯電話
	勤務先			勤務先電話
	氏名		続柄	携帯電話
	勤務先			勤務先電話
かかりつけ医	医療機関名、医師名等 電話			
既往歴	・突発性発疹 ・水ぼうそう ・はしか ・風疹 ・おたふくかぜ ・手足口病 ・熱性けいれん ・ぜん息 ・アトピー性皮膚炎 ・突発性湿疹 ・その他 ()			
常時服用している薬	なし・あり 薬品名()			
アレルギー等食事制限	なし・あり 原因物質、食品名()			
予防接種	・BCG(年 月 日) ・B型肝炎(年 月 日)(年 月 日)(年 月 日)			
	・Hib 初回(年 月 日)(年 月 日)(年 月 日) 追加(年 月 日)			
	・肺炎球菌 初回(年 月 日)(年 月 日)(年 月 日) 追加(年 月 日)			
	・ポリオ(生・不 年 月 日)(生・不 年 月 日)(生・不 年 月 日)(生・不 年 月 日)			
	・百日せき、ジフテリア、破傷風、(ポリオ)初回(年 月 日)(年 月 日)(年 月 日) 追加(年 月 日) ・ジフテリア、破傷風 2期(年 月 日)			
	・麻しん、風しん(年 月 日)(年 月 日) ・水痘(年 月 日)(年 月 日)			
	・日本脳炎 1期初回(年 月 日)(年 月 日) 1期追加(年 月 日)2期(年 月 日)			
	・ロタウイルス胃腸炎(年 月 日)(年 月 日)(年 月 日)			
・おたふくかぜ(年 月 日)(年 月 日)				
障 害	<input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 身体障害 (障害者手帳 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 申請中) <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 知的障害 (療育手帳 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 申請中) <input type="checkbox"/> 疑い <input type="checkbox"/> 発達障害 (<input type="checkbox"/> 広汎性発達障害 <input type="checkbox"/> ADHD <input type="checkbox"/> その他)			
同意事項	1 本申込書の写しを病児保育事業実施施設に提供すること。 2 利用の際は、実施施設の指示を順守すること。 3 容体急変等緊急の場合には、緊急連絡先に連絡をするので、保護者で医師の診察を受けること。 4 実施施設は、細心の注意をもって保育を行うが、保育室内で乳幼児又は児童同士の感染が起こった場合は、当該施設は責任を負わないこと。			

世帯状況	① 生活保護世帯、市町村民税非課税世帯 ② その他の世帯 ※①に該当する場合は、次の同意欄に署名押印ください。
同意欄	※病児保育室の利用にあたり、使用料確認のため、私の世帯課税状況を調査することに同意します。 年 月 日 住所 保護者氏名 ㊞

病児保育室利用申込書

年 月 日

白河市長

申請者 住 所
 (保護者) 氏 名 (印)
 (対象者との続柄)

病児保育室を次のとおり利用したいので、**医師連絡票**を添付して申し込みます。

利用児童	住 所			
	ふりがな		男・女	生年月日 (年齢)
	氏 名			年 月 日 (歳 箇月)
利 用 期 間	年 月 日から		年 月 日まで	
利 用 の 理 由	1 保護者の勤務の都合 2 保護者の傷病 3 冠婚葬祭 4 その他 ()			
送 迎 予 定 者	1 父 2 母 3 祖父母 4 その他 () その方の連絡先 (- -)			
緊 急 連 絡 先	氏 名	続 柄	電 話 番 号	
お子様の様子について該当するものに○をつけてください。 ・ 症状：発熱、発疹、せき、のどの痛み、腹痛、下痢、吐き気、頭痛、その他 () ・ いつからこの症状が始まりましたか (月 日から) ・ 投薬を受けていますか (いる ・ いない) ・ 常備薬を飲んでいますか (いる ・ いない) ・ その他 食事の状況(離乳の状況、アレルギーのための除去食等の食事制限)、体質、配慮して欲しいこと(薬物アレルギー、既往歴等)等 ()				
同 意 事 項	1 利用の際は、実施施設の指示を順守すること。 2 容体急変等緊急の場合には、緊急連絡先に連絡をするので、保護者で医師の診察を受けること。 3 実施施設は、細心の注意をもって保育を行うが、保育室内で乳幼児又は児童同士の感染が起こった場合は、当該施設は責任を負わないこと。			

※生活保護法による被保護者世帯及び市区町村民税非課税世帯の方は利用料を免除します。利用申込書に必要書類を添えて受付時に申し出てください。

※市記入欄	1 生活保護世帯 2 市町村民税非課税世帯 3 その他の世帯
-------	--------------------------------------

第3号様式（第6条関係）

医師連絡票

白河市長

病児保育室の利用について、下記の点について連絡します。

ふりがな		性別	男・女
対象者名		年齢	歳 箇月
生年月日	年 月 日	電話番号	
住所			

（主治医記入欄）

病名・症状 番号に○	1 感冒・感冒症候群	10 突発性発疹症	(病名不明のとき)
	2 咽頭炎	11 手足口病	19 発熱
	3 扁桃炎	12 流行性耳下腺炎	20 下痢
	4 気管支炎	13 インフルエンザ	21 嘔吐
	5 喘息・喘息性気管支炎	14 RSウイルス感染症	22 咳
	6 感染性腸炎	15 風疹	23 喘鳴
	7 中耳炎・外耳炎	16 水痘	24 発疹
	8 結膜炎(流行性)	17 百日咳	25 その他()
	9 伝染性膿痂疹	18 その他()	
	(※重症例に限る)		
受診年月日	年 月 日		
病状	1 急性期（発熱等） 2 回復期（下熱・微熱等）		
安静度	1 ベット上安静 2 隔離室で隔離 3 室内安静（ベットでの生活が主、他児との静かな遊びは可） 4 室内保育（他児と室内で普通に遊んでよい）		
特に注意すべき事項や指示がありましたら、記入してください。			

年 月 日

医療機関名
所在地
電話番号
医師名



しらかわ病児保育室 重要事項説明書

(※本保育室の利用登録書、並びに利用申請書にご記入いただく前に、以下の内容をよくお読みください。)

第1条 (名称)

本保育室名称を「しらかわ病児保育室」(以下、本保育室という)とし、管理及び運営を特定非営利活動法人あったかたいむ(以下、法人という)が行うものとします。

第2条 (連携医療機関)

本事業の提携医療機関は「白河厚生総合病院」(以下、病院という)とします。

第3条 (看護保育の方針)

病気やケガ又は病気回復期の児童(以下、病児・病後児という)を看護及び保育するにあたり、医師、看護師、保育士が連携を取りながら身体精神両面のケアを施し、またリラックスできて楽しく安全に過ごすことの出来るよう配慮いたします。

第4条 (利用予約)

病児・病後児保育の利用予約は次の通りとします。

- ① 利用日前日の午後6時までに来室または電話にて予約することとします。なお、急なご利用(当日)の場合は、利用定員に余裕のある時のみ受け付けるものとします。
- ② 予約のキャンセルは、利用当日の午前8時30分までとします。

第5条 (利用料金等)

本保育室で実施する病児・病後児保育のご利用料金は次の通りとします。

- ① 保育料
一律2,000円(生活保護世帯及び市町村民税非課税世帯の方は利用料免除)
- ② 有料サービス料
紙パンツ 1枚30円
紙オムツ 1枚30円

第6条 (利用料金の支払い方法)

利用料金等は、退室時(児童のお迎え時)に清算するものとします。

第7条 (個人情報の保護)

本保育室及び職員は、本契約に基づく業務において知り得た児童・保護者及びこの家族の情報を個人情報として扱い、法令に基づく要請または関係機関との必要な情報の共有を除き許可なく第三者への提供はいたしません。なお、職員の守秘義務は退職後においても同様の扱いとなります。

第8条（関係機関との情報の共有）

病児・病後児保育事業に関して提出した資料を実施施設で利用します。また必要の範囲内で市町村への利用状況（利用年月日・病名等）の情報提供を行います。

また病児・病後児保育事業の利用者負担額決定のため、保護者の世帯の生活保護等の受給状況及び課税状況について、保護者が住所を有する市町村に確認する場合があります。

第9条（免責）

実施施設は細心の注意を払って保育を行います。やむを得ず保育室内で児童同士の感染が起こった場合、当該施設に故意あるいは重大な過失があった場合を除き、その責任を負わないこととします。

第10条（緊急時の対応）

児童の状態が悪化した場合には、保護者に連絡が行き、対応していただく場合があります。また、保護者に連絡が取れない場合に、児童の状態が緊急を要する場合は、医師の判断で保護者の了解を得ないまま治療が行われる場合があります。その際発生する医療費等は、保護者が負担することとなります。

第11条（保護者の義務）

利用児童の保護者は、本保育室を利用する間、「病児保育利用申請書」に記載した緊急連絡先に本保育室が常に連絡できる状態を保ち、緊急時でも保護者の意思が確認できるよう努めてください。また、予定された利用時間は厳守してください。

第12条（相談窓口）

本保育室を利用するにあたっての相談、質問、苦情等の窓口を特定非営利活動法人あつたかたいむ事務所（電話 0248-23-1010）に置きます。

第13条（規約の変更）

本規約の変更は、特定非営利活動法人あつたかたいむが定め、その効力はすべての会員に及ぶものとします。

以上、規約の内容を承諾しましたので利用申請をいたします。

年 月 日

保護者 住所

氏名

児童 氏名

印

病児・病後児保育受け入れ基準

特定非営利活動法人あったかたいむ
しらかわ病児保育室

1. 病児・病後児保育を利用できない病状・症状

- ① 伝染性疾患（他児に感染する恐れの高いものの急性期）
麻疹・風疹・水痘・流行性耳下腺炎・インフルエンザ・流行性角結膜炎・ロタウイルス、ノロウイルス感染性胃腸炎など
- ② 38.5度以上の発熱が4日以上続いている場合
- ③ 嘔吐、下痢がひどい場合
- ④ 脱水症状の兆候がある場合
皮膚・唇が乾燥している、ぐったりして活気がないなど
- ⑤ 咳嗽・喘鳴（ゼーゼー）がひどく呼吸が苦しい状態
- ⑥ 食欲がなくほとんど飲んだり食べたりできない状態
- ⑦ 基礎疾患があり感染しやすく、一旦感染すれば重症になる危険性が高い状態
- ⑧ てんかん発作、熱性けいれんが頻回に起こっている状態（前回のけいれん発作から48時間以上経過していない）
- ⑨ 入院等の措置が必要と考える状態

2. 各感染症と目安となる許可基準

- ① インフルエンザ（4日目から隔離室で利用可）
- ② 流行性耳下腺炎（症状が安定し頭痛や嘔吐がなければ隔離室で利用可）
- ③ 麻疹（解熱後3日経過していれば利用可）
- ④ 風疹（発疹が消失していれば利用可）
- ⑤ 水痘（発熱の有無と医師の判断で利用可）
- ⑥ 百日咳（マクロライド系抗菌薬内服後5日経過していれば利用可）
- ⑦ 咽頭結膜熱（症状が安定していれば利用可）
- ⑧ 溶連菌感染症（抗菌薬内服を開始していれば隔離室で利用可）
- ⑨ ロタウイルス、ノロウイルス感染性胃腸炎（下痢、嘔吐が治まり水分摂取が可能であれば隔離室で利用可）
- ⑩ 流行性角結膜炎（医師において感染の恐れが低いと認められれば利用可）
- ⑪ 急性出血性結膜炎（医師において感染の恐れが低いと認められれば利用可）
- ⑫ マイコプラズマ感染症（抗菌薬内服を開始し、咳が改善するまでは隔離室で利用可）
- ⑬ 手足口病（症状が安定していれば利用可）
- ⑭ 伝染性紅斑（症状が安定していれば利用可）
- ⑮ ヘルパンギーナ（症状が安定していれば利用可）
- ⑯ RSウイルス感染症（症状が安定していれば利用可）
- ⑰ 帯状疱疹（利用可）

※ 「症状が安定していれば」の判断基準

水分摂取が可能か、ぐったりしていないか、通常と比較して極度に元気がないか等を確認して受け入れを判断します（家庭内でお子さんを看病できる状態を目安とします）

※ その他、問い合わせに応じてご相談させていただきます

○白河市病児保育室条例

(設置)

第1条 病氣中又は病氣の回復期にある児童を一時的に保育することにより、保護者の就労等と子育ての両立を支援し、もって児童の健やかな育成を図るため、しらかわ病児保育室（以下「病児保育室」という。）を設置する。

(名称及び位置)

第2条 病児保育室の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
しらかわ病児保育室	白河市豊地上弥次郎2番地1

(対象児童)

第3条 病児保育室における保育の対象となる児童は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）に基づき、白河市、西郷村、泉崎村、中島村又は矢吹町の住民基本台帳に記録されていること。
- (2) 生後1年から12歳となる日の属する年度の末日までの間にあること。
- (3) 病氣の回復期には至っていないが当面症状の急変のおそれがない状態又は病氣の回復期にあり、集団保育を受けることが困難であること。
- (4) 保護者の就労、家族の介護、冠婚葬祭その他やむを得ない事情により家庭で保育を受けることが困難であること。

(定員)

第4条 病児保育室の定員は、規則で定める。

(休所日)

第5条 病児保育室の休所日は、次のとおりとする。ただし、市長は、必要があると認めるときは、これを臨時に変更することができる。

- (1) 日曜日及び土曜日
- (2) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日
- (3) 1月2日及び同月3日並びに12月29日から同月31日までの日

(利用の登録)

第6条 病児保育室の利用を希望する児童の保護者は、市長に届け出ることにより、あらかじめ登録を受けなければならない。

(利用の許可等)

第7条 前条の規定により利用の登録を受けた保護者は、病児保育室を利用しようとするときは、市長の許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとするときも、同様とする。

2 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、利用の許可をしないことができる。

- (1) 定員を超過するとき。
- (2) 病児保育室の施設又は設備を損傷するおそれがあると認めるとき。
- (3) その他病児保育室の管理上支障があると認めるとき。

3 市長は、第1項の許可に際し、病児保育室の管理上必要な条件を付することができる。

(使用料)

第8条 前条第1項の許可を受けた者（以下「利用者」という。）は、病児保育室の利用の際に、保育を受ける児童（以下「保育児童」という。）1人につき日額2,000円の使用料を納付しなければならない。

(使用料の減免)

第9条 市長は、特に必要があると認めるときは、使用料を減額し、又は免除することができる。

(使用料不返還の原則)

第10条 既に納めた使用料は、返還しない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、その全部又は一部を返還することができる。

(利用の許可の取消し等)

第11条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、利用の許可を取り消し、又は利用を制限し、若しくは停止させることができる。

- (1) 保育児童が、第4条に規定する要件を欠くに至ったとき。
- (2) 保育児童の病状が変化し、適切な保育を行うことができなくなったとき。
- (3) 利用者が、第7条第3項の規定により付された条件に違反したとき。
- (4) 前各号に掲げるもののほか、市長が特に必要があると認めるとき。

(委任)

第12条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成31年4月1日から施行する。

(準備行為)

2 病児保育室の利用に関し必要な手続その他の行為は、この条例の施行前においても行うことができる。

○白河市病児保育室条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、白河市病児保育室条例（平成30年白河市条例第 号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(利用時間)

第2条 しらかわ病児保育室（以下「病児保育室」という。）の利用時間は、午前8時から午後6時までとする。ただし、市長は、必要があると認めるときは、これを臨時に変更することができる。

(定員)

第3条 条例第4条の規則で定める定員は、1日当たり6名とする。

(利用期間)

第4条 病児保育室の利用期間は、1回につき連続7日（条例第5条に規定する休所日を含む。）以内とする。ただし、市長が児童の健康状態に係る医師の意見を聴いて特に必要があると認めるときは、この限りでない。

(利用の登録)

第5条 条例第6条の規定により病児保育室の利用の登録を受けようとする者は、病児保育室利用登録申込書（第1号様式。以下「登録申込書」という。）を市長に提出し、登録を受けなければならない。

2 利用の登録を受けた者は、登録内容に変更が生じたときは、速やかに当該変更内容を記載した登録申込書を市長に提出しなければならない。

(利用の申請)

第6条 条例第7条第1項の規定により病児保育室の利用の許可を受けようとする者は、病児保育室利用申込書（第2号様式）に、医師連絡票（第3号様式）を添付して、市長に提出し、その許可を受けなければならない。

(使用料の減免)

第7条 条例第9条の規定により使用料を減額し、又は免除することができる場合及びその額は、次のとおりとする。

(1) 保育を受ける児童（以下「保育児童」という。）が生活保護法（昭和25年法律第144号）による被保護世帯に属する場合 全額

(2) 保育児童が市区町村民税の非課税世帯に属する場合 全額

(その他)

第8条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、平成31年4月1日から施行する。